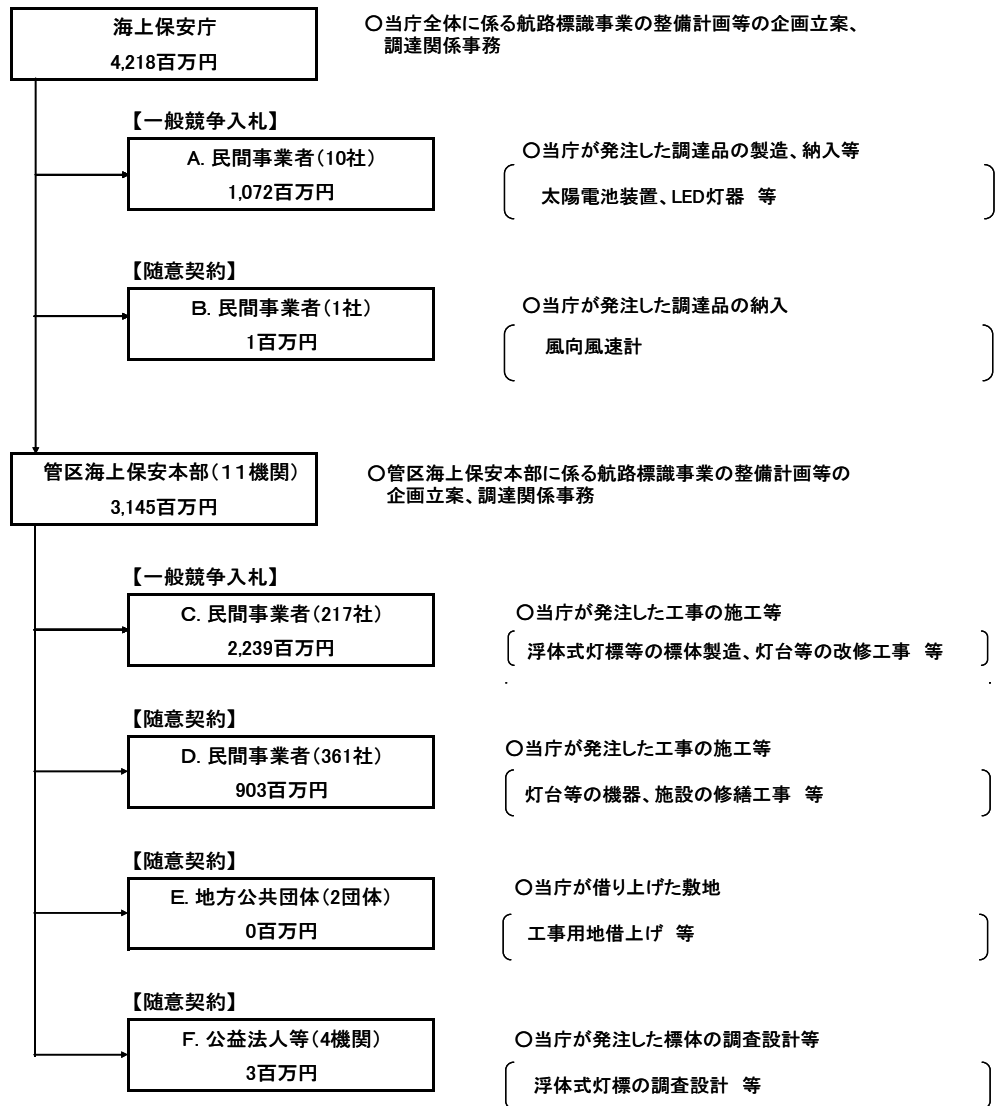


平成24年行政事業レビューシート (国土交通省)

<b>事業名</b>	航路標識整備事業		担当部局庁	海上保安庁交通部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	S23~		担当課室	企画課		課長 金子 英幸		
会計区分	一般会計		施策名	18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	海上保安庁法第5条第1項第10、22号 航路標識法第2条		関係する計画、通知等	新交通ビジョン (海上交通の安全確保に向けた新たな取組み)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を適確に行い、海上の安全及び治安の確保を図るものである。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	海難に伴う人命や財産の損失、海上輸送の遮断による経済活動への影響等を鑑み、海難を未然に防止するため、AIS(船舶自動識別装置)を始めとする新たな情報技術を活用し、海上交通センターの機能拡充を図っているほか、ふくそう海域において航行船舶の指標となる航路標識の視認性・識別性の向上を図る整備を行っている。さらに、災害発生時における航路標識の信頼性を向上させるため、航路標識の電源を太陽電池化する等の整備を行っている。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求		
		当初予算	4,636	4,373	3,901	3,521	3,322	
		補正予算	1,539	697	71	-	-	
		繰越し等	4,024	150	817	555	-	
	計	10,199	5,220	4,789	4,076	3,322		
	執行額	10,046	4,402	4,218	-	-		
執行率(%)	98.5%	84.3%	88.1%	-	-			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		成果実績	単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (24年度)
	・我が国周辺で発生する海難隻数を平成27年までに2,220隻以下に減少させる。 (第3次海上保安業務遂行計画 23年度~27年度)			隻	2,516	2,380	2,508	-
	・ふくそう海域における社会的反響が著しい大規模海難の発生数を0件にする。 (第3次海上保安業務遂行計画 23年度~27年度)		成果実績	件	1	0	0	0
			達成度	%	0	100	100	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		活動実績 (当初見込み)	単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	航路標識整備事業の実施箇所数			箇所	610	723	317	— ( 209 )
単位当たりコスト	13.3 (百万円/箇所)		算出根拠	航路標識整備事業1箇所あたりのコスト 23年度の執行額/実施箇所数				
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	航路標識整備事業費	3,521	3,322	25年度は、海上安全情報システム整備完了に伴う所要額の減などに加えて、公開プロセスの結果を踏まえたコスト縮減を図る予定である。。				
	計	3,521	3,322					

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	航路標識の整備は、外国船を含む全ての船舶の海難を未然に防止し、これら船舶の人命及び財産の保護に資するための事業であることから、国が実施する必要がある。かつ、優先度が高い。 航路標識整備事業は、限られた予算で適切に執行しており、不用率は0.3%となっている。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ・使途・費目	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	航路標識整備事業は、契約全体のうち、約21%は法令の規定により随意契約を行っているが、その他の約79%は競争入札で行っており、競争性が確保されている。 なお、コストの削減については、事業単位ごとの標識の数、規模や設置環境が異なるため、単位当たりコストで削減の度合いを示すことは困難であるが、それぞれの事業単位ごとにコストの削減に努めている。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	-	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	-	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績・成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	航路標識の施設・機器の整備については、以下に掲げる計画(事業箇所及び予算)を策定し、適切に事業を遂行している。 ・船舶への情報提供の充実強化(海上交通センターの機能拡充) ・航路標識の視認性・識別性の向上(航路標識の光源の変更) ・災害発生時の信頼性向上(航路標識用電源の太陽電池化) ・航路標識の機能の維持
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	-	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名	
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	航路標識整備事業の実施にあたっては、調達コストの削減のほか、海難の発生状況、船舶の通航実態、利用者のニーズ等を考慮し、航路標識の集約再配置及び必要性の低下した航路標識の廃止により整備・維持コストの削減を図っている。 今後も引き続き、財政上の制約も踏まえつつコストの削減に努めていく。		
	【前回の指摘を踏まえた執行上の改善点】 調達方式の見直し等により、調達コストの削減を図っている。 また、船舶の航行の安全における必要性を考慮し、ふくそう海域を中心とした事業に重点を置く等、優先度の精査・事業の重点化		
予算監視・効率化チームの所見			
抜本的改善	調達の競争性を高めるべき。技術革新も踏まえ、光波標識の必要性を検証すべき。		
	上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)		
縮減	○調達の競争性に関する検討状況 仕様書について、新規参入を阻害する項目の有無について事業者に対する聞き取りを実施した。これを踏まえ、平成24年度中に下記の見直し作業を行う。 ①事業者の技術審査要件について、ISO9001(国際的な品質管理の規格)の取得により、提出資料の大幅な削減を可能とする仕組みを導入し、入札者の拡大を図る。 ②汎用品の導入については、従来よりディスプレイ、通信機器、テレビカメラなどに汎用品を導入しているところであり、今後、外国製品を含め技術適合性調査を行い、さらなる汎用品の導入による競争性の拡大を図る。 ○光波標識の必要性の検証に関する検討状況 今般の公開プロセスの結果を受け、平成25年度中に全ての光波標識の利用状況調査を行うこととする。加えて、通航船舶のGPS等の航海計器の利用実態、光波標識の配置の適否について検討することにより、光波標識の適正数を把握することとする。 平成25年度において、通航船舶の減少、通航実態の変化等により必要性が低下した光波標識について、利用者との個別の合意を得たものを廃止する。 ○平成25年度要求におけるコスト削減額 0.7億円 本額は調達競争性を高めた結果縮減するものである。なお、平成25年度における光波標識の廃止により、平成26年度以降においても、廃止による建て替え経費の節減が見込まれる。		
	補記(過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)		
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	523	平成23年行政事業レビュー	492

※平成23年度実績を記入



**資金の流れ**  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する) (単位: 百万円)

【随意契約】

契約の相手方が1者であることが明らかな場合、または、契約金額が少額である場合、会計法、予算決算及び会計令の規定より随意契約を行っている。

(参考)

「会計法」

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

(中略)

四 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。

五 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

「予算決算及び会計令」

(随意契約によることができる場合)

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 国の行為を秘密にする必要があるとき。
- 二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。
- 四 予定賃借料の年額又は総額が八十万円を超えない物件を借り入れるとき。

(中略)

七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。

(見積書の徴取)

第九十九条の六 契約担当官等は、随意契約によろうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

※金額は、百万円単位とするため、小数点第1位を四捨五入し表示している。

費目・使途  
 (「資金の流れ」  
 においてブロックごとに最大の  
 金額が支出されている者について  
 記載する。費目と使途の双方  
 で実情が分かるように記載)

A.東京計器株式会社			E.名古屋港管理組合		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	航路標識機器購入	291	工事費	工事用地借上げ	0
計		291	計		0
B.株式会社日本エレクトリック・インスルメント			F.財団法人日本航路標識協会		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	航路標識機器購入	1	工事費	浮体式灯標調査設計	2
計		1	計		2
C.東京計器株式会社					
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	航路標識機器購入	88			
工事費	船舶通航信号所改修工事	74			
計		162	計		0
D.セナーアンドバーズ株式会社					
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	航路標識機器、工事材料購入	24			
工事費	航路標識機器修繕工事	3			
計		27	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京計器株式会社	海上交通センター運用装置等購入	291	1	93.3
2	セナーアンドバーンズ株式会社	海上用ビーコン及び工事材料等購入	258	1	99.7
3	長野日本無線株式会社	気象情報通信装置等購入	176	1	96.0
4	日本光機工業株式会社	灯台用光源び工事材料等購入	109	2	97.9
5	株式会社光電製作所	気象情報運用装置及び工事材料等購入	90	1	93.9
6	富士通株式会社	自営回線装置購入	88	1	98.3
7	シャープ株式会社	灯台用太陽電池及び工事材料等購入	29	1	99.7
8	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	情報配信装置購入	15	2	52.2
9	JIPテクノサイエンス株式会社	沿岸域情報提供システム構築	5	2	98.1
10	光進電気工業株式会社	気象測器購入	5	4	46.9

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社日本エレクトリック・インスルメント	風向風速計購入	1	随意契約	-
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京計器株式会社	海上交通センター運用装置消耗品購入、船舶通航信号所改修工事	162	1	92.9
2	長野日本無線株式会社	気象情報通信装置消耗品購入、航路標識機器改修工事	121	1	95.2
3	東亜建設工業株式会社	灯台改修工事	89	1	99.9
4	株式会社富士通マーケティング	船舶通航信号所改修工事	77	2	92.1
5	株式会社一宮工務店	船舶通航信号所改修工事	56	4	72.6
6	ベルウッド電気株式会社	灯台改修工事	50	2	97.7
7	株式会社緑星社	浮体式灯標等標体製造	44	3	88.6
8	有限会社吉田工業所	灯浮標標体整備	39	2	88.6
9	セナーアンドバーンズ株式会社	航空障害灯消耗品及び工事材料等購入	35	2	90.2
10	株式会社ミウラ総建	灯浮標改修工事	31	2	94.8

D.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	セナーアンドバーンズ株式会社	マーキング装置及び工事材料等購入、灯台用電源装置修繕工事	27	随意契約	-
2	日本光機工業株式会社	光ファイバ文字表示装置購入、LED灯器修理	23	随意契約	-
3	三和電子株式会社	インバーター装置購入、灯台機器改修工事	19	随意契約	-
4	有限会社田島工業所	灯浮標修繕工事	14	随意契約	-
5	ケイアイ電工有限会社	灯台機器改修工事	12	随意契約	-
6	トノカワ電業株式会社	灯台機器改修工事	12	随意契約	-
7	有限会社仙友建設	灯浮標修繕工事	11	随意契約	-
8	株式会社宮本鉄工所	灯浮標修繕工事	11	随意契約	-
9	株式会社大和屋電機	灯台機器改修工事	11	随意契約	-
10	こばた電設株式会社	灯台機器改修工事	11	随意契約	-

E.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	名古屋港管理組合	工事用地借上げ	0	随意契約	-
2	室蘭市	資材置き場敷地借上げ	0	随意契約	-
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

F.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	財団法人日本航路標識協会	浮体式灯標調査設計	2	随意契約	-
2	一般財団法人九州電気保安協会	航路標識電気設備改修工事	0	随意契約	-
3	一般財団法人沖縄電気保安協会	高圧受電設備点検	0	随意契約	-
4	社団法人電波産業会	使用可能周波数の調査	0	随意契約	-
5					
6					
7					
8					
9					
10					